

令和3年度

高砂市自転車等駐車対策協議会

日 時 : 令和4年1月25日(火) 午前10時00分～

場 所 : 高砂市役所本庁舎3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 議 題

- (1) 山電曾根駅東側（曾根幼稚園跡地）自転車駐車場新設と放置禁止区域の変更について
- (2) JR宝殿駅南側（加古川市自転車駐車場）の整備について
- (3) サイクル&バスライドによる駐輪場の利用状況について
- (4) 自転車活用推進計画に基づく自転車専用通行帯の整備状況について
- (5) 放置自転車等撤去の状況について

4 そ の 他

(1) 参考資料

- ① 高砂市自転車等駐車対策協議会条例
- ② 高砂市自転車の放置の防止に関する条例
- ③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律<抜粋>
- ④ 自転車駐車場新設、放置禁止区域変更及び加古川市自転車駐車場整備スケジュール

5 閉 会

高砂市自転車等駐車対策協議会委員名簿

No.	役職	団 体 名	氏 名
1	会長	高砂市連合自治会	松 本 克 英
2	副会長	高砂市商店連合会	沖 成 一
3		兵庫大学・兵庫大学 短期大学部	大 平 曜 子
4		自転車利用者代表	丸 山 妙 子
5		兵庫県立高砂南高等学校	春 名 正 章
6		兵庫県高砂警察署	森 本 成 治
7		兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所	達 可 明 朗
8		西日本旅客鉄道（株） 加古川保線区	藤 原 伸 二
9		山陽電気鉄道（株） 鉄道事業本部鉄道営業部	福 井 秀 樹

高砂市自転車等駐車対策協議会事務局名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	都市創造部長	野々村 正 信
2	都市創造部土木建設室長	山 脇 弘 之
3	都市創造部土木建設室土木総務課長	坂 東 晋
4	都市創造部土木建設室土木総務課 交通安全対策担当係長	前 野 繁
5	都市創造部土木建設室道路公園課長	濱 田 恵 吾
6	都市創造部土木建設室道路公園課主幹	徳 永 晋 庸
7	都市創造部都市住宅室都市政策課長	吉 田 貴 昭

(1) 山電曾根駅東側（曾根幼稚園跡地）自転車駐車場新設と放置禁止区域の変更について

山陽電鉄曾根駅周辺の放置禁止区域

<変更前>



①の現在の状況



②の現在の状況



- ①道路整備と駐輪場新設、地域交流センター開所により、大幅に自転車利用者等が増加する
- ②山電曾根駅南側の商業施設の廃業が影響し、平成26年度以降で自転車等の撤去はない
- ①、②の理由から①は放置禁止区域の指定、②は放置禁止区域から除外する

<変更後>

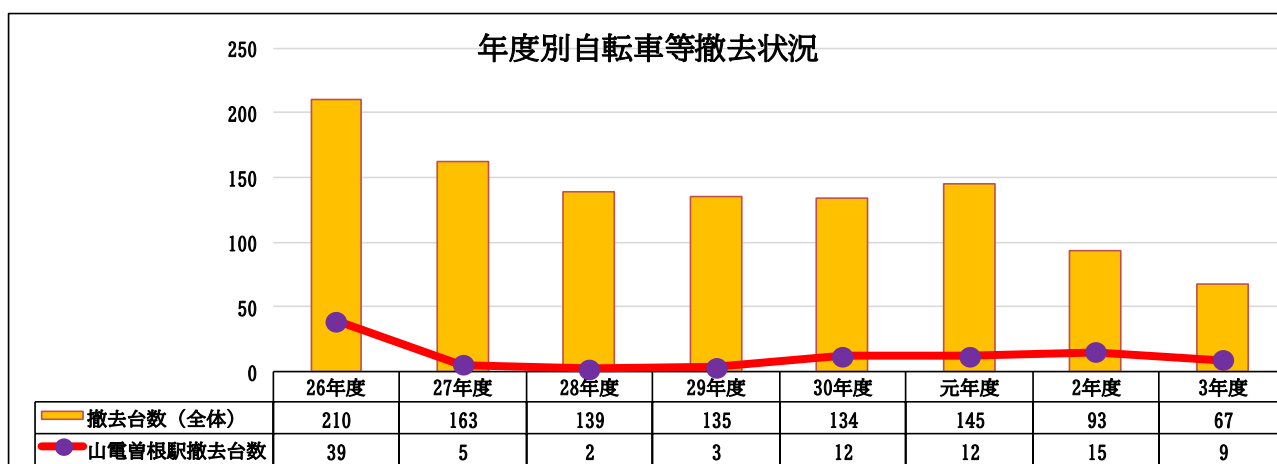


①新たに放置禁止区域として指定する区域（曾根251号線及び曾根31号線の一部）

※令和4年度中に区域指定（曾根251号線は令和3年4月1日市道認定）

②新設する自転車駐車場、地域交流センター（令和5年度完成予定）

③放置禁止区域を指定から除外する路線 ※①の区域指定に合わせ指定から除外

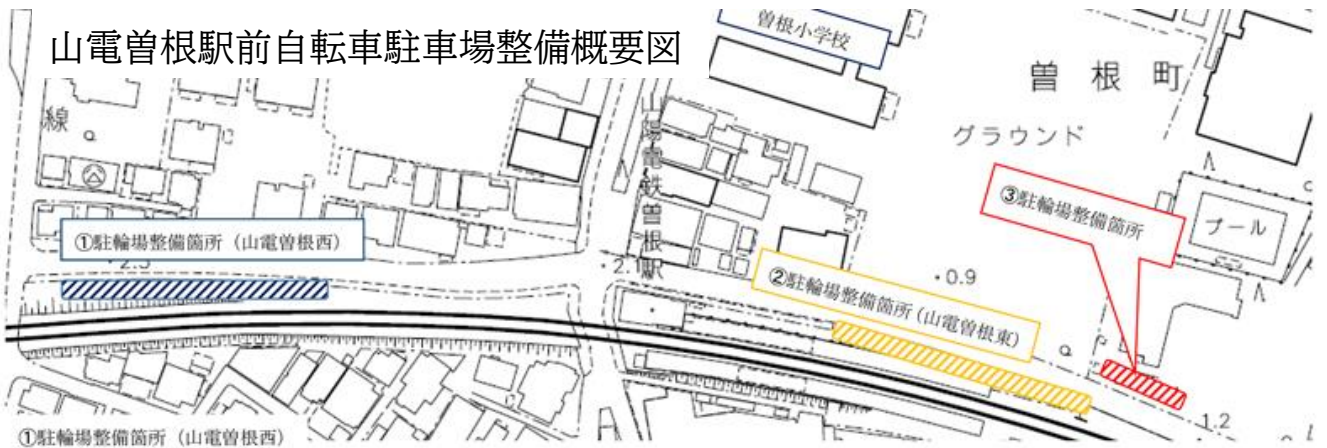


○平成27年度から山電曾根駅自転車撤去台数は20台以下になっている。

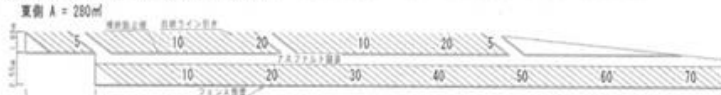
○平成26年度以降、山電曾根駅南側の自転車等の撤去は0台となっている。

○令和3年度については12月末現在の状況

山電曾根駅前自転車駐車場整備概要図



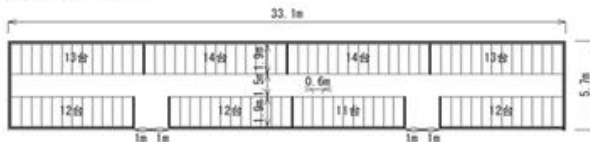
①駐輪場整備箇所 (山電曾根西)



②駐輪場整備箇所 (山電曾根東)



③駐輪場整備箇所



No	名称	整備面積	駐車台数
①	山電曾根駅西自転車駐車場	355㎡	181台
②	山電曾根駅東自転車駐車場	280㎡	115台
③	新設自転車駐車場	188㎡	101台
合計		823㎡	397台

- ① : 原付の利用者が多く駐車している。
- ② : 駐輪場利用者が多く、駐輪場内の通路への駐車や道路上（放置禁止区域）の駐車がみられる。
- ③ : 駅東側に利用者が多いため新設を行う。また、駐輪場全体の区画等の見直しを同時に行い、現状の収容台数を確保し、駅前の美観形成と利便性を確保する

①山電曾根西



②山電曾根東

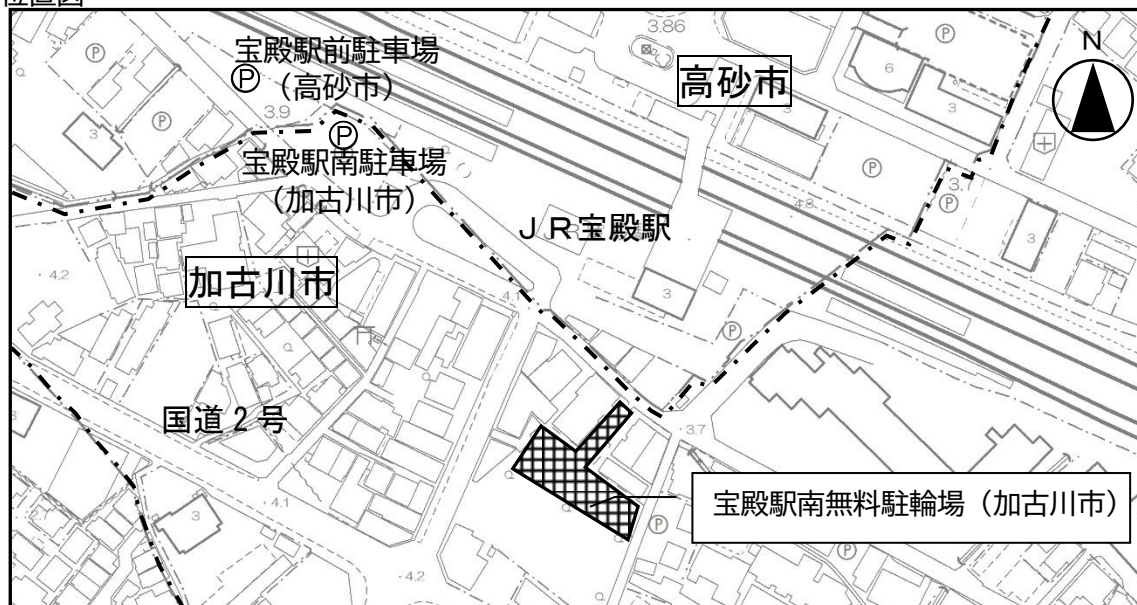


③駐輪場整備予定地 (山電曾根東)



(2) J R 宝殿駅南側（加古川市自転車駐車場）の整備について

■位置図



■宝殿駅南無料駐輪場（加古川市）

自転車活用推進計画に基づき、宝殿駅南無料駐輪場の利用者現況調査を行った。

調査日 令和3年2月16日（火） 6：30～8：30

回答者 242人 高砂市民223名（約92％） 加古川市民19名（約8％）

自転車総台数（8：30時点） 475台

- ・利用頻度 週4以上 213名（約95.5％）
- ・利便性 良い、普通 173名（約71％）
- ・利用者の意見 街灯がなく暗い、自転車が倒れている、停めにくい、舗装してほしい

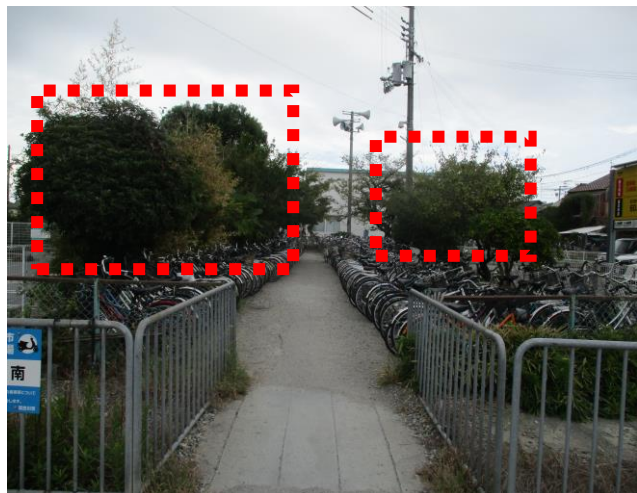


宝殿駅南無料駐輪場（加古川市）の整備について

①駐輪場利用者の9割以上が高砂市民である。

②利用者からの意見として、街灯がなく暗い、自転車が倒れている、停めにくい、舗装してほしい等、現状では利便性が悪い。

※①、②の理由から入口周辺の樹木の伐採、路面の整備を行い、利便性を高める。



(3) サイクル&バスライドによる駐輪場の利用状況について（報告）

■利用状況

令和3年10月1日から、サイクル&バスライドが利用可能になった。取組開始後の問題点やトラブル、放置自転車の有無を把握するため、各協賛施設に聞き取り調査を行った。

- ① 調査日：令和3年12月8日
- ② 調査内容：・サイクル&バスライド取組開始後の問題点
・放置自転車の有無
- ③ 調査結果：協賛施設すべてにおいて、取組み開始後の営業時間外の駐輪、トラブル、放置自転車はなかった。

■駐輪場の様子



イオン高砂



マルアイ米田店

■サイクル&バスライドについて

サイクル&バスライドとは、出発地から自転車でバス停に来て、バス停付近の駐輪場でバスに乗り換え、目的地へ向かうことである。令和3年10月1日のコミュニティバス再編に伴い、市内60か所のバス停のうち29か所で利用可能になった。

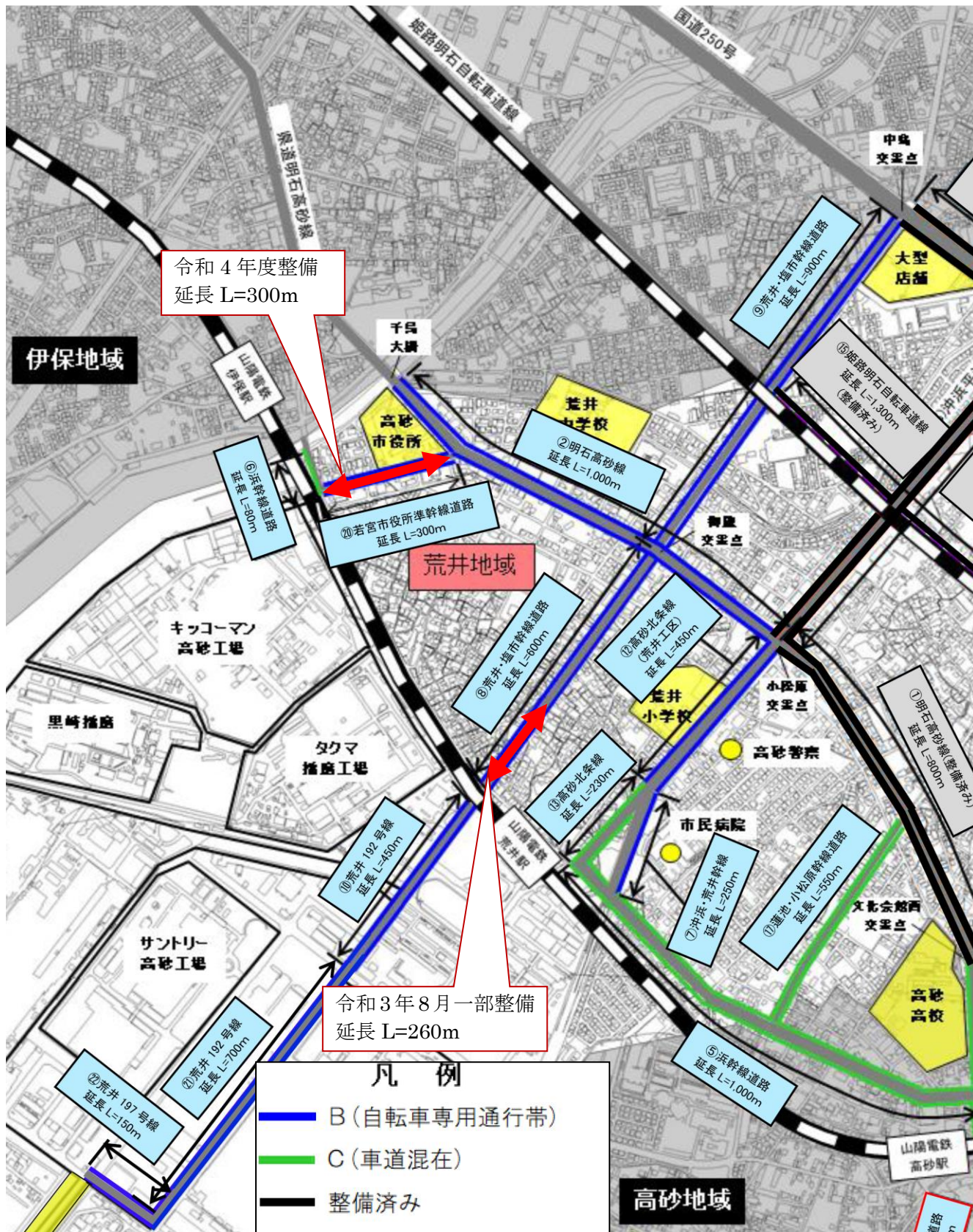
緑の看板がサイクル&バスライドの目印。利用可能な施設一覧は次ページのとおりに。



■ サイクル&バスライド協賛施設一覧

停留所 No.	バス停	施設名
【1】	ふれあいの郷生石	生石体育センター
【2】	総合運動公園	総合運動公園
【3】	島公会堂	島公会堂
【4】	島	マックスバリュ宝殿店
【7】	米田南	ブックオフ高砂米田店
【8】	高砂市立図書館	米田多目的広場
【9】	塩市橋	マックスバリュ中島店
【10】	緑丘	イオン高砂
【12】	高砂市役所	高砂市役所
【15】	山陽荒井駅	山電荒井駅
【16】	高砂市民病院	高砂市民病院
【18】	山陽高砂駅	山電高砂駅
【20】	米田公民館	米田公民館
【21】	米田東	マルアイ米田店
【22】	米新	ハローズ高砂店
【23】	古新北	東高砂胃腸外科
【24】	古新南	ファッションセンターしまむら高砂米田店
【26】	小松原3丁目	トーホーストア高砂店
【31】	今津町	工楽松右衛門旧宅
【33】	JR 曾根駅	JR 曾根駅
【34】	中筋1丁目	高砂西部病院
【36】	中筋公民館	中筋公民館
【40】	魚橋	魚橋自治会館
【42】	天川東	トーホーストア曾根店
【45】	山陽曾根駅	山電山陽曾根駅
【47】	松陽中学校	コープ高砂店
【49】	伊保中部	マルアイ高砂店
【51】	天神橋	はりま高齢者講習専門校
【58】	西浜南	マルアイ大塩店

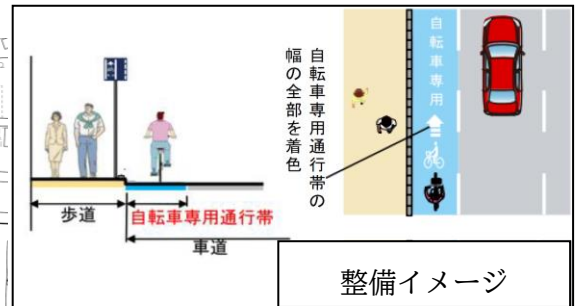
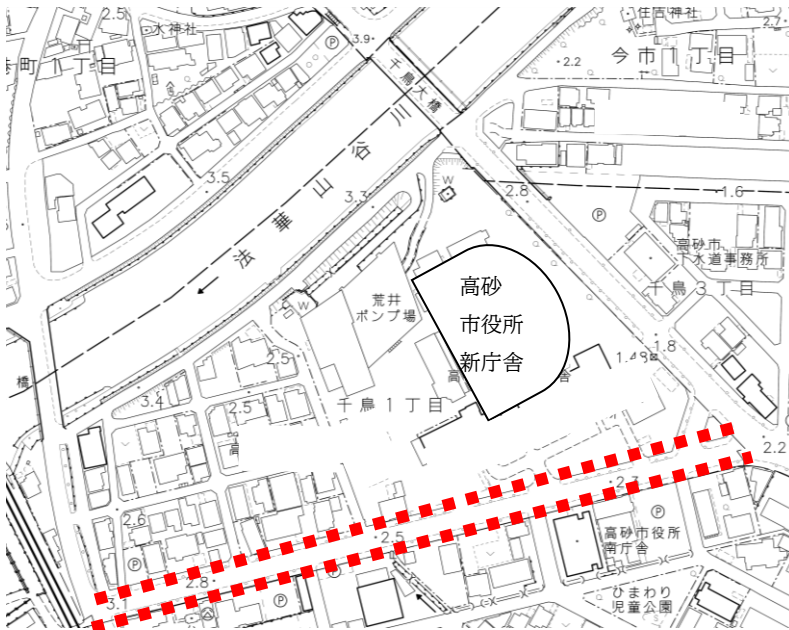
(4) 自転車活用推進計画に基づく自転車専用通行帯の整備状況について



1. 荒井・塩市幹線道路矢羽根型路面表示の整備状況（令和3年度整備）



2. 若宮市役所準幹線道路整備予定箇所（令和4年度）



整備イメージ



現在の様子

- 自転車専用通行帯を整備予定
- 自転車事故の抑止や利用者の利便性の向上を図り、安心して自転車を利用できる環境を創出する

(5) 放置自転車等対策の状況

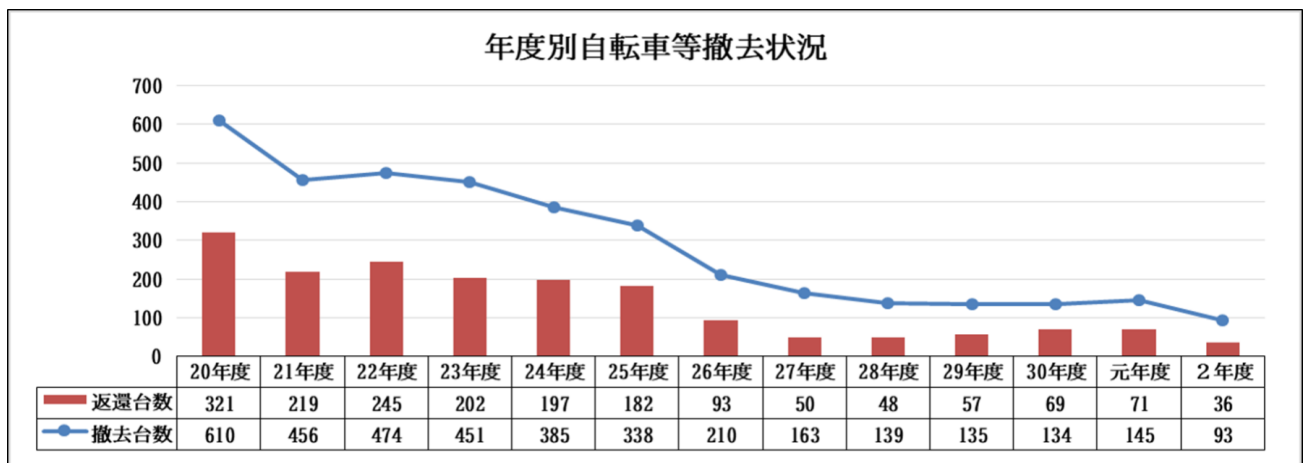
区分	① 広報(指導)	② 警告	③ 撤去	④ 告示	⑤ 保管	⑥ 返還
業務実施状況	市内6駅 JR 2駅 山電4駅	同左	同左	撤去した自転車の台数等を告示	保管場所1箇所 (伊保陸橋下) 保管手数料 原付 2,000円 自転車 1,000円	同左
	10時～12時	同左	13時	1ヶ月ごとに告示	告示日から6ヶ月間	返還日 (祝日等除く) 日・月・火・木・金 14:30～16:00 ※返還時間
業務内容	32回/年	同左	同左			○テープによる広報 区域内の放置自転車の速やかな移動
				○1ヶ月単位で告示 場所 撤去日 台数 返還場所 保管期間 返還事務の日 返還費用と手続き 引き取り手のない自転車の措置		H30年度 69台 R元年度 71台 R2年度 36台 R3年度 30台 (12月末現在)
			○テープによる広報 ○警告を貼る ○撤去時チェックカード記入 ○撤去 ○駐輪場内自転車の整理			H30年度 134台 R元年度 145台 R2年度 93台 R3年度 67台 (12月末現在)

自転車等撤去状況		
年度	撤去台数	返還台数
20年度	610	321
21年度	456	212
22年度	474	245
23年度	451	202
24年度	385	197
25年度	338	182
26年度	210	93
27年度	163	50
28年度	139	48
29年度	135	57
30年度	134	69
元年度	145	71
2年度	93	36

JR 宝殿駅南側の放置自転車



山電曾根駅東側の放置自転車



- 平成8年度の条例施行当初は、撤去自転車等が2,549台であった。
- 平成20年度から撤去台数及び返還台数は減少傾向にある。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、撤去等台数は減少。
 ※撤去台数 93台 返還台数 36台 (条例施行後、初めて撤去台数が100台以下となった)
- 駅周辺的美観形成と利用者等の利便性の確保のため、今後も継続して撤去活動等を行う。

○高砂市自転車等駐車対策協議会条例

平成7年4月1日条例第4号

高砂市自転車等駐車対策協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、高砂市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、法第7条に規定する総合計画その他自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、市長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表交通災害共済審査委員会の項の次に次のように加える。

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって市民生活の安全を保持し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、緑地、河川その他公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて、直ちにこれを移動することができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置の防止について必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識の向上に努め、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

(自転車等放置禁止区域の指定)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域の指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第7条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置)

第8条 市長は、前条の規定に違反して、自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に従わないとき、又は付近に利用者等がいないと認められるときは、放置されている自転車等を移動し、保管することができる。

3 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定による命令を行わずに、前項の措置を講ずることができる。

(放置禁止区域外の自転車等の放置に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても、市民の良好な生活環境を確保する必要があると認められるときは、自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第10条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後、利用者等が確認できない自転車等及び利用者等が引き取らない自転車等については、同項の告示の日から起算して6月を経過した後、処分することができる。

(費用の徴収)

第11条 市長は、第8条第2項及び第3項並びに第9条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用として次の各号に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(1) 原動機付自転車 1台につき2,000円

(2) 自転車 1台につき1,000円

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進 に関する法律 <抜粋>

昭和55年11月25日

法律第87号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(総合計画)

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合計画の対象とする区域
- (2) 総合計画の目標及び期間
- (3) 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- (4) 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
- (5) 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- (6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- (7) 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

(自転車等駐車対策協議会)

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者の中から、市町村長が指定する者で組織する。

前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

